

豊中市国民健康保険料口座振替・自動払込収納事務取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊中市国民健康保険料（以下「保険料」という。）の口座振替・自動払込（以下「口座振替」という。）収納事務取扱に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(保険料の納付方法)

第2条 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第76条の3第1項の規定による普通徴収の保険料の納付方法は、口座振替を原則とする。ただし、口座振替による納付ができない場合は、納付書による納付またはその他の方法によることとする。

(対象者)

第3条 口座振替の対象となる者は、指定金融機関、指定代理金融機関および収納代理金融機関（以下「取扱金融機関」という。）の預金口座を指定し、当該取扱金融機関の承諾を得た納付義務者とする。

(取扱店)

第4条 口座振替の取扱店は、前条の規定に定める取扱金融機関の本店及び国内の全支店のうち、納付義務者が指定した1店舗（以下「取扱店」という。）とする。

(指定預金口座)

第5条 納付義務者が指定できる預金種目は、普通預金または当座預金とし、預金口座は、納付義務者が指定した1口座（以下「指定預金口座」という。）とする。

(申込み及び解約手続き)

第6条 口座振替の申込み又は解約を希望する納付義務者は、豊中市預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書兼廃止届出書（金融機関用）（以下「金融機関用依頼書」という。）及び豊中市預金口座振替依頼書・自動払込受付通知書兼廃止届出書（市役所用）（以下「市役所用依頼書」という。）を取扱金融機関に提出するものとする。

2 取扱金融機関が、口座振替の申込み又は解約を承諾したときは、市役所用依頼書の所定欄に承認印を押し、市長へ速やかに送付するものとする。

3 口座振替の開始は、原則として市役所用依頼書提出月の翌月とする。

4 ペイジー口座振替受付サービスを希望する納付義務者は、豊中市保険料の口座振替（自動払込）契約申込受付票（以下「申込受付票」という。）を市長に提出するものとする。

5 前項の場合において、口座振替の開始は、15日までに申込受付票が提出されたときは申込受付票提出月とし、16日以降は申込受付票提出月の翌月とする。

6 市長は、第4項の規定により申込受付票が提出された場合は、納付義務者に開始期別を記載した申込受付票の控を交付する。

(請求手続き)

第7条 市又は市から伝送業務を委託された受託者(以下「受託者」という。)は、市役所用依頼書及び申込受付票の提出があった納付義務者について、国民健康保険料納付書(以下「納付書」という。)の内容を記録した振替請求データを口座振替日の5営業日前までに取扱金融機関へデータ送信するものとする。

(振替日)

第8条 口座振替日は、毎月末日とする。ただし、月の末日が、土曜日、日曜日、国民の休日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日又は指定預金口座を有する金融機関の非営業日(休業日)に当たるときは、翌営業日とする。

(振替納付手続き)

第9条 取扱金融機関は、振替日に指定口座から納付書又は振替請求データに記載されている金額を引き落とし、豊中市会計管理者口座へ納付するものとする。

2 取扱金融機関は、口座振替日の3営業日後までに、市又は受託者へ振替結果データを伝送するものとする。

(振替の取消手続き)

第10条 納付義務者が口座振替の取消を申出の場合は、取扱金融機関に対して、金融機関用依頼書及び市役所用依頼書を提出しなければならない。

(口座振替納付の停止)

第11条 市長は、次の各号に定める場合にあっては、納付義務者からの届出に関わらず、当該納付義務者についての口座振替納付を停止することができる。

(1) 口座振替納付について、振替不能期間が3箇月以上にわたるとき。

(2) 市長が、口座振替納付を継続することが適当でないと認めるとき。

2 前項の規定により、口座振替納付を停止した場合にあっては、当該納付義務者に対してその旨を通知するとともに、速やかに納付書を送付するものとする。

附 則

この要綱は、平成30年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。